（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第三十五条　令第十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

第三十六条　令第十五条第一号及び第二号の規定による対応証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認のための措置）

第三十六条の二　法第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第六条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

（署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第三十六条の三　令第十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法）

第三十七条　令第十六条の規定による回答は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（電子利用者証明の基準）

第三十八条　法第二条第二項に規定する主務省令で定める基準は、電子利用者証明の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

［2・3　略］

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体）

第四十三条　法第二十二条第四項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であって、主務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

（利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条　法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　その他主務大臣が定める事項

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第六十一条　法第三十六条第一項の規定による利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

［一～三　略］

四　その他主務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第三十五条　令第十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

第三十六条　令第十五条第一号及び第二号の規定による対応証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認のための措置）

第三十六条の二　法第十九条第二項に規定する総務省令で定める措置は、第六条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

（署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第三十六条の三　令第十五条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法）

第三十七条　令第十六条の規定による回答は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（電子利用者証明の基準）

第三十八条　法第二条第二項に規定する総務省令で定める基準は、電子利用者証明の安全性がほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解の有する困難性に基づくものであることとする。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［2・3　同上］

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体）

第四十三条　法第二十二条第四項に規定する総務省令で定める電磁的記録媒体は、個人番号カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード（住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。）であって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

（利用者証明用電子証明書の記録事項）

第五十条　法第二十六条第二号に規定する総務省令で定めるものは、利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第二十六条第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　その他総務大臣が定める事項

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第六十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　その他総務大臣が必要と認める事項